

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年4月25日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 丹羽敏彦（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 佐藤卓生（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石川さおり（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 志村康之（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 中塩東吾（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 森岡かおり（第一東京弁護士会所属）
弁護士 臼井智晃（東京弁護士会所属）
弁護士 水橋孝徳（第二東京弁護士会所属）
裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の方々にお集まりいただきましたので、意見交換会を始めたいと思います。今日司会を務めさせていただく丹羽と申します。どうぞよろしく願いいたします。

石川検察官

東京地方検察庁検察官の石川と申します。今日は、裁判員を経験された皆さんから貴重な御意見を伺えるということで、非常に楽しみにして参りました。どうぞよろしく願いいたします。

森岡弁護士

第一東京弁護士会の森岡かおりと申します。今日は忌憚のない御意見をお聞かせいただいで、弁護士会に持ち帰って、これからよりよい裁判の制度が

実現できるように、また日々研鑽していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

司会者

裁判員経験者の皆さんには、これから御意見を頂くに当たって、どんな事件を担当されて、どんなお気持ちだったのかという辺りを一言ずつお伺いした方が、この後の御意見が理解しやすいかなと思います。私から事件の概要をお話しさせていただきますので、その後に御経験なされた感想、裁判の前あるいは後に御負担に感じた点など、一言ずつ頂戴したいと思います。

まず、1番の方の御担当になった事件ですが、被告人は中国籍の外国人でした。不法入国、不法残留、不法出国という裁判員裁判の対象にならない事件の他に、裁判員裁判の対象の建造物侵入、強盗、強盗致傷、強盗致死という事件がありまして、被告人を含めて5名の共犯者が、クラブに押し入って、そこにいたホステス、お客さんに対する強盗をして、その過程でけがをさせたり、あるいは人が亡くなったりしたという事件だったかと思います。では、一言お願いできますか。

1番

17年ぐらい前の事件の裁判で、そのことにまずはとてもびっくりして、外国人が被告人の事件だということにも驚きましたけれども、外国人が被告人の事件もとても多いということも知るようになりました。古い事件のため、その事件の後に被告人が日本に不法滞在していた期間もあったようですが、それ以降は比較的真面目に働いて、結婚もしてお子さんも二人いて、普通の市民生活を送っていた方が、あることをきっかけに逮捕されて裁判になりました。17年間普通の市民としての暮らしがあるということが、私にとってはすごく難しい問題でもありました。そして、生まれて間もない1歳ぐらいのお嬢さんと、中学生になる息子さんがいました。息子さんは法廷には見えなかったですけども、自分のお父さんは今どういう人なのかというこ

とを書いたお手紙が読まれて、これは私にとっては一番つらいところでした。その被告人は、亡くなられた方への犯行とは直接的には関係ないんですけども、全体で一人の方が亡くなってるということで、求刑は15年の裁判でした。本人の罪かどうかを問うことに、どういう家族がいるかは関係ないということは分かっていましたけれども、中学生の息子さんの手紙で、お父さんは今こういうふうにも真面目に働いて、こういう人だということを聞いたときに、私はとてもつらい気持ちで、そのところが今でも一番残っていて、当然、彼は今刑務所にいるわけですけども、大きな働き手を失った家族が、これから今どうやって生活をしてるんだらうということを、私は忘れることができません。被害者をどう守るかということの方がマスコミでも多く見られますけれども、私は自分の仕事の関係でも、悪事をしてしまった子供たちや、あるいは我が子にうまく寄り添えなかった親たちを、どちらかということ、そこに寄り添うという仕事を長年やっておりますので、事件を起こしてしまった人の立場にどうしても立ちたくなるということがあり、ましてや加害をした者の家族には何の罪もない。この中学生の息子さんの暮らしを何とかする仕組みがもっとないのかなとか、そんなことを色々考える大きなきっかけになりました。

司会者

2番の方が御担当になった事件ですけども、国際郵便を利用して覚せい剤を輸入し、これとは別に大麻やMDMAという麻薬を所持していたという事件でありました。認識の点などが争われていた事件だと承知しております。御感想など、同じように一言頂戴できますか。

2番

薬物を簡単に輸入して簡単に売りさばける日本なのかなというふうを感じたことと、罪の重さというのがそれぞれあるんだと、初めて裁判所で裁判に参加することで、この刑は決まっていくのかというのが驚きと、現実を目の

当たりにしたという感じです。

司会者

次に、3番の方は、私の担当する事件を御担当頂きました。事件の内容は、裁判員裁判の対象の事件ではない業務上横領の事件が最初でありまして、これは裁判官だけで区分審理という形で別に判決までしておりました。これを前提にして御担当いただいた裁判員裁判は、殺人、死体遺棄の事件で、横領をされた会社の社長、親族でもあるのですが、この人を殺害し、その死体を遺棄したという事件でございました。一言お願いできますか。

3番

自分が裁判員に選ばれたときに、殺人事件というのが分かったときに、やっぱりちょっと衝撃で、大丈夫かなとかいろいろ不安もあったんですけど、やっぱり最終的に判決、量刑はとても重いものになったので、それからそれを自分がどうやって引きずっていってしまうのか、自分の中で解決できるのかというのが今まだちょっともやもやしています。

司会者

4番の方が御担当になった事件ですけれども、これは被告人が上役に当たる人物から被害者を襲撃するように指示をされて、その機会に乗じて、その被害者から金品も併せて奪ったという強盗傷人の事件だったかと思います。一言頂きたいと思います。

4番

この事件は2年ぐらい前の暮れに起きて、テレビで報道されていたので、それは今でも覚えてるんですよ。それがまさか自分が裁判員裁判で裁くことになるということは、嫌だなと思ったけれども、よくよく聞いてみると、まだ二十歳の子供で、その上司に唆されたというか、それが今でも胸に焼きついてるんですよ。何でそんなことしたんだと。最初は、裁判員裁判というのは経験だからやってみよう、選ばれたんだからと思って来たんですけど

も、残りますね、気持ちが。えらいことやっちゃったと思って。やっぱり断わる人も結構いたんですよ。僕は断わらないで来てやったんで、今日もここに参加したんですけども、いい経験というか、法律のそういう仕組みをよく知ったということですね。

司会者

5番の方が御担当になった事件は2番の方と同じ事件で、覚せい剤の輸入とその所持ということになります。一言お願いできますでしょうか。

5番

私は、全く裁判に興味がなかったというか、今まで自分の生きてきた経験でそういう立場に立ったことがなかったので、今回裁判員に選ばれたことにすごく感謝をしているというか、すごくいい経験になりました。本当にドラマでしか見たことがないような光景を目の当たりにしたので、すごく驚きましたし、大麻とか麻薬とかを密売とか密輸している方が実際に、本当に自分の身近なところにいるということにとってもびっくりしました。そして、密輸というのはすごく重い刑になるというのも初めて知りました。今回すごくいい経験になったと思うんですけども、殺人事件とかでなくても、やはり被告人の顔とかがいまだに目に浮かんだり、夢に出てきたりしています。裁判員になったということで、自分が選ばれたということにすごく責任を感じて、自分が選ばれたんだから、誰かしらこれはやらなければいけない仕事だと思って一生懸命やりました。

司会者

6番の方が御担当になった事件は殺人未遂と銃刀法違反ですが、中身としては、酒を飲んでいるときに相手方からいろいろ言われてるうちに殺意を持って刺してしまったのかどうかという事件でした。殺意があったのかが争点になった事件かと思います。御感想などいかがでしょうか。

6番

新聞もとっておらず、テレビもないものですから、ああ、こういう事件があったんだなというのは選任手続期日に知りました。人が死んでいる事件じゃなくて本当によかったと思ったのを覚えています。とても高齢の被告人で、自分の父親より年齢が上の方が被告人席にいるというのは本当に悲しかったです。とにかく裁判中はあんまり情に流されないように行方だけを見ていこうというふうに思っていたんですが、裁判が終わった後になると、せっかく裁判員制度という制度でやるのであれば、情によったってしょうがなかったんじゃないかなという気持ちが湧きました。みんなで決めた判決なので、過剰に自分の心の負担になっているということはないんですけれども、まだ判決から3か月ぐらいで、とても寒い日もあり、とても暑い日もありとなると、ああ寒いだろうなあとかって、つい思ってしまう感じですね。

司会者

7番の方が御担当になった事件ですが、近い日時別の機会になりますけれども、2名の女性に対してわいせつ行為をしたと。その場所がマンションの共用部分あるいはアパートの被害者自身の部屋の中だったということで、侵入罪が付いているものが2件という事件だったと思います。よろしいでしょうか。

7番

性犯罪ということで、私は女性なので、最初聞いたときに絶対許さないと思いました。しかしながら、裁判を通じて被告人の生い立ちを聞くうちに、情というか、少し許してしまう自分がいました。しかし、被害に遭った方のことを考えると、しっかり罪を見なければいけないと思ひ、罪を憎むべきなのか、何を憎むべきなのか、いろいろ考えさせられました。やはり皆さんと同様に、今もそれが正しかったのか、そして被告人はその後ちゃんと更生できるのかといろいろ考えてしまう日々が続いております。

司会者

8番の方が担当された事件は、留守宅に空き巣に入ったところを見付かってしまって、相手方に対して暴行、脅迫を加えたという住居侵入と強盗致傷、それと別の機会の窃盗がもう一つあるという事件だったと思います。一言よろしいでしょうか。

8番

事件の内容だけ概略聞くと、今の話がそうなんですけど、何でこれを裁判員裁判でやるんだらうというのが率直な最初の印象でした。いざやってみると、なかなか奥深いというか、やっぱり人の人生を一つ背負うんだというのが非常に切々と分かって。例えば、二十歳の被告人は、お母さんに赤ちゃんのときに捨てられた人で、この事件を通じて、情状証人として弁護人がその生き別れたお母さんを引っ張り出してきて、それがかなり大きな材料になりました。こういうこともあるのかと、目の前で非常にドラマチックな展開があって、非常にやりがいのあった事件でした。もう一度やるチャンスがあるのかないのか知りませんが、あるのであれば是非やりたいし、人から、召集令状みたいなのが来たけど、やった方がいいかと聞かれば、事情が許すなら是非やった方がいいというふうに恐らく答えると思います。

司会者

ありがとうございます。さて、今回のテーマは、審理の分かりやすさということにさせていただいております。皆様には、最終的には判決まで関与していただいておりますので、御自身の意見を決めているということになるんですね。その材料は、法廷で見ていただいた証拠になると。この証拠を見る手助けになるのが、証拠を見る前に検察官、弁護人が行う冒頭陳述ですね。証拠を見終わった後には、こういうところをよく見て、こういう判断をしてくださいというのを論告、弁論という形でそれぞれに説得されると、こういうやり方をしているわけです。評議の中で裁判官ともいろいろ議論をする、あるいは裁判員の方々同士で議論をするということはあるんですけども、そ

この部分はおいておいていただいて、法廷で見聞きした内容を見て、皆さんがどれぐらい判断に到達できたか、理解できたか、この辺りを中心にお伺いしたいと思います。それからもう一つは、これは付け足しぐらいの話になるんですが、私ども裁判官は、どれぐらいの用語や内容をどのタイミングで説明するのがいいのか、皆さんの御様子を見てどうしようかなと思いつつ進めています。あまり最初から小難しい理屈をいっぱい説明するのもどうかと思いますし、逆にそういったことを知らないで検察官や弁護人の話を聞いても、消化不良になるということもあるかもしれません。どんな形でバランスを取ってやっていくのがいいのかなというところも考えたりしていますので、この辺りも御意見を頂戴したいと思います。全体の印象でも結構でございますし、冒頭陳述や証拠書類を見たり、証人尋問をしたり、最後には論告、弁論を聞いたりという場面について、こういったところが印象に残っていて、非常に分かりやすかったとか、逆にこれはないなというところがあれば、率直なところをお伺いしたいと思います。

8 番

全体的な話としては、すごくパワーポイントも使って、論点はここです、それから裁判員の皆さんに考えていただきたいことというのを弁護側が出してきたり、非常にそういう努力をしていることは高く評価したい、と言ったら偉そうですけど。こういう時代になったんだというふうに率直に思いました。一方、説明のタイミングの話をされましたけど、私の担当した事件だと、事件そのものというよりは情状をどう考えるかというところが主だったんで、当然その法定刑が何年なのかというのも事前にこちらも基本的なところは調べてたつもりなんですけれども。ただ、情状の、いわゆる減輕の仕組みというのを説明されたのが、もう評議に入って1票ずつ投じる段階で、そこまで考えなきゃいけないんですかと。つまり、法定刑の中で考えればいいのかと思っていれば、違うスキームがあったということを経験の最後の最後の段階で言われ

て、またもう一回考え直さなきゃいけないことがありました。

司会者

強盗致傷ですので、法定刑は6年ですね。

8番

そこから上を考えればいいのかと思っていたんですけど、こちらの勉強不足と言われれば勉強不足ですけども。

司会者

いえいえ、それは普通の知識ではないと思います。

8番

そうなんですよね。実際は、量刑の分布なんかを見ても、もっと下の3年とかからありましたが、早い段階でその辺りを、例えば初日の顔合わせのときに言っただけだと、こちらもうちょっと考える時間があったかなと思いました。

司会者

御担当された事件は、多少、暴行や脅迫がどういった内容のものだったというところに争いがあるようにお見受けしますけれども、議論の中心は量刑ということによろしいですね。

8番

基本的にそうです。あと、1個だけ気になったところがあって、かなり時間を短縮するために、事前に検察側と弁護側で話はしてるというふうに説明は聞いてたんですけども、犯行現場が正確にはアパートの中のどの地点なのか、被告人が検察側の出してきたとおりの暴行ができたかどうかに関係してくるのですが、何かどうも弁護側と検察側でそのところが一致してなくて、何となくお互い言い合って終わっちゃって。

司会者

言い合うというのは、被告人と検察官だったり、証人と弁護人だったり。

8 番

そうです。証拠調べの中でも、そのところは決着させずに、本当に壇上から、どこかということは何で一致させないんですかと思わず言いたくなっただけですけども。

司会者

そこは検察官はどういうふうになればよかったですでしょうか。

8 番

いや、検察側がいいとか悪いとか、弁護側がいいとかではないんですけど。

司会者

例えば、被害者は自分はこういうふうに見て、そういう記憶なんだと。被告人は逆に、それとは違う、自分としてはこうなんだと。これは幾ら聞いても多分平行線のままだと思うんです。その中で事実認定をするのは難しく苦労されたと思います。ただ、それを検察官と弁護人が法廷でどのようにするとよかったかという、どうでしょうか。それはしょうがないという気もしますが。

8 番

いや、それなら、ここが重要な論点なので、ここは皆さんもよく考えてと言われるなら分かるんですけど、こちらが主体的に、あれっ双方の言ってることが違うなということをよく考えないといけなかった。ちょっとそこところはどうなのかなと思いました。

司会者

他の皆さんはどうでしょうか。どうぞ。3 番の方。

3 番

初めて法廷に入って、冒頭陳述があって、動機が争点だったんですよね。それを頭に入れつつ法廷で話を聞いていくんですけど、時系列でもないですし、今何でこの話をしてるのかって一瞬ではちょっと分からなかったりして、

後から、あのときこういうことが言いたかったんですねというのを、だんだん、だんだん整理できていくような感じでした。だから法廷の場では、その場で、どうしてこの話をしているのかということは、ちょっと分かりにくかったように思います。あとは、複数人の証人の方が来てくださっていたので、その話を聞いて、争点を頭に入れながら話を聞いて自分の中でまとめていくという作業は、ちょっと大変だったかなと思います。

司会者

補足すると、3番の方の事件は証人の数が多い事件でした。御遺体の状況を調べた警察官、犯行の舞台になった会社の関係者が3人、御遺体を解剖した解剖医、被告人の友人、人数が多い上に、テーマごとに順序よく証人尋問できればよかったです。なかなか御都合がつかない方もいらっしゃって、入り繰りしたんですね。これは検察官のせいでも弁護人のせいでもなく、そういうスケジュールになってしまって申し訳ないということに尽きると思います。ただ、それでも、今どの部分をテーマにしてやってるのかというのは、検察官なり弁護人の冒頭陳述がヒントになると思うんですけども、その辺りはどうでしたか。この点はこの証人によって立証しますと検察官が言うんですけども、それはどうでしたか。

3番

それがよく分からなかったんです。あとは、もう解決してる事件ですけど、横領の事件も入っていたので、突然お金の話をされたりとかして、ちょっと自分の中で整理がつかなくなるところが、ところどころありました。

司会者

多数の証人尋問で、人数が多くなるとやっぱり整理していくのが大変になるというのはおっしゃるとおりかと思います。どうぞ。1番の方。

1番

逆に、私の事件は17年前だったことで、被告人と4人の中国人の共犯者

がいて、そのうちの主犯級の3人については既に中国で裁判がとうの昔に済んでいて、死刑になっていたり懲役刑を終えていて、あと二人捕まってないうちの一人が捕まり、もう一人はいまだに捕まっていないという事件だったんです。なので共犯者からの証言はない、そして証人は誰もいないという対照的な事件で、そういう意味では、検察側と弁護側がきれいに整理されたカラーのメモを出してくれるので、それを見ればいい、弁護人はこう言ってる、検察官はこう言ってるということだけを見ればいいという意味では非常に分かりやすかったです。多分、裁判員制度が始まるまではこんなに簡略化されたメモというのはなかったと思うけれども、それがあつたことで非常に分かりやすかったです。ただ、お店の中に13人ぐらいのお客さんとお店の人がいたわけですが、誰も証人として呼ばれることがなかったので、検察官が言ってることも、何を根拠に言ってるかということは、やっぱり証人として、そのお店にいた人たちができれば来て、こうだった、ああだったというふうに言ってもらえた方が、事実としてはきちっと理解できたのではないかなと思います。ただ、やっぱり17年前の事件だと難しいのかなという印象は受けました。

司会者

確かに古い事件ということもあり、全部証拠書類だけで立証されて、お話を聞いたのは被告人だけという形になっていますね。証人を呼ぶか証拠書類でやるかという選別のところは大きな問題だと思うんですが、証拠書類の説明の仕方というんですか、予定表を見ると1日半ぐらいずっと証拠書類を聞き続けるという審理になっています。そこは分かりやすさという点で言うとうろだったでしょうか。

1番

分かりにくくはなかったですけれども、店の中の見取り図での説明が、もうちょっと分かりやすい見取り図にしてもらえればよかったと思いました。

ちょっと見にくいなと感じました。あと名前が分からないので、それは一番苦労しました。

司会者

ありがとうございます。他の皆さんは、どうでしょうか。6番の方。

6番

冒頭陳述のときにメモが配布されたときに、今どきの裁判メモってこんなにポップなんだと驚きまして、もっと冗長で、論点はどこよ、というのが出てくるのかなと思ってたんですけども、本当に、争点はここ、ここを見てみたいな感じで出ていたので、とても分かりやすかったです。私ときには医師の尋問もあったんですが、私には本当に医師の尋問で何を聞きたいんだなというのが分かったんですが、他の方は何で聞いているのかも意味がよく分からない。ただ、死なせるぐらいの力が入ったのか入ってないかぐらいの感覚だったので、やはり一人一人の予備知識によって感じるものが違うんだろうなというのは思いました。

司会者

今のお話は、特別な知識を持っているから理解できたような尋問になってしまっていたということですか。他の方はちょっと理解するのがつらそうだったなど。御自身は比較的すんなり入れたなというところなんでしょうか。

6番

殺意があったかどうかというのが争点だったんですけど、自分的には左胸を刺したからって死ぬわけじゃないというふうに思ってるので、そこを狙ったから絶対殺意100%というわけでもないし。あと、その力も。結局、皆さん、重大なけがだったのは分かったけれども、わざわざ証人として呼んでまで聞かなくてもよかったんじゃないのみたいな感じもあったりして、何かやっぱり面白いなとは思いました。

司会者

それは、医師が話している中身それ自体は理解できるけれども、判決で認定した未必の殺意に持っていくのが難しかったということですか。それとも、医師の話自体が何のためにやっているのかが分かりにくかったということなのでしょうか。

6 番

そうですね。お医者さんの話自体もあまりぴんとこられてなかったりするもので、まあ死にそうだったんだぐらいです。

司会者

医師の話をまず理解していただいて、それを使って今度は法律概念である殺意というところに持っていけるか持っていけないかを考えると。このつながりのところがよく意識されていないということなんでしょうか。

6 番

結局、尋問するほどでもない。けがの状態だけ、死にそうだったのかとか、分かればいいんじゃないのかなみたいな。

司会者

3 番の方の事件では解剖医を尋問していましたね。

3 番

はい。

司会者

解剖医の尋問は同じ観点から言うと、どうでしたか。

3 番

あのお医者さんの証言がひよっとしたら一番決め手になったかもしれなかったです。その犯罪を誰も見てないし、防犯カメラもなくて、本人の証言しかないんですけど、被告人はあまりしゃべってくれない人だったので、殺意がありましたかといったら、そのお医者さんの証言がすごく決め手になりました。すごく細かく骨の状態を聞いて、この状態だったらどうなりますかと

いうことを検察側も細かく細かく聞いて、それだったらひどいよねみたいな印象になったので、分かりにくいとかではなかったです。

司会者

そうすると医師の話聞いていく中で御自身としての御判断を整理することができたかなと。

3 番

はい、そうです。

司会者

他の皆さんはどうでしょうか。

4 番

僕の事件は、1年ぐらい前の事件で記憶に残ってるのが裁判員裁判になったから、えっと驚いちゃったんですよね。今までの皆さんの話を聞くと、証人がいろいろ出てきたりとか、医者が出てきたりしていますが、この事件は強盗で傷害を負わせたというだけだから、被告人と、退院して出てきた被害者とがただ言ってるだけだからあまり考えなかったですよね。やった、やられたという感じで。たまたまやって倒れたときに財布が見えたから取ったと。皆さんのように、事件の内容が、少人数ということはないけども、九州から飛行機で来て、それで殴って倒して、たまたま金を取った、そこだけでした。

司会者

事件は、被告人と仲間がもう一人。襲撃の相手も、襲撃の相手方ももう一人。全部で関係者が4人いるんですが、証人で3人出てきて、被告人もお話を聞いていると。ですので、関係する方はみんな尋問なり被告人質問なりで聞いているということですね。

4 番

そうなんです。

司会者

先ほど3番の方もおっしゃったとおり、人数がいると、ちょっとずつ違うところがあったりして分かりにくくなってくることがあると思うんですが、それはなかったんですか。

4番

全然なし。細部の状況もみんな一緒ですよ。裁判官の方が細かく絶えず部屋に帰ると説明してくれて、それが皆さんが分かるように聞き取れたんですね。

司会者

検察官と弁護人の話を聞いていてもいまいちだったのが、裁判官が説明するとよく分かったと、こんな感じになるんですか。

4番

そうなんです。

司会者

そうなる、実は法廷はあんまりよくないんじゃないかという話になると思うんですが。

4番

やっぱり話し方もあるし、ユーモラスに言ってくれたから。それに対しての違和感というのは皆さんなかったと思いますよね。

司会者

先ほど控室の方でお話しされていた声の大きさの点についても、ここで御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。お願いします。

4番

弁護人が話しているのが聞き取れないんですよ。八十三、四ぐらいの方かな。まず聞き取れない。別室に帰ってから、みんな分かったかと聞いても、分かんないよと。マイクがあるといっても離れてるし、全然分かんなかったです。ただ、書類をただ読んでいたし、別室に来たときに裁判官の方が説明

してくれたし、あんまり込み入った、ややこしい話というわけじゃないから、割とすんなりいきましたね。

司会者

ありがとうございました。まとめて私の方からお聞きしますと、2番の方と5番の方の御担当になった事件は覚せい剤の密輸入という、あまりなじみがない、普通に生活してる限りお目にかかることもない事件ですね。しかも、それをどこまで知っていたのか、あるいは知らないのかという、裁判員裁判というのは皆さんの常識でというふうに申し上げてはいるんですが、常識が利きにくい分野だと思います。2番の方、5番の方の順にお伺いしたいと思うんですが、審理を通じて見て、すんなり御判断いただけた感じですか。分かりやすかった、分かりにくかった、どの点でも結構なんですが。

2番

弁護人は、被告人は何も知らないですということを立証したいと思うんですね。でも、質問をしても、本人はやってないと言うぐらいで、何か全体に、弁護人も検察官も何となく、私の頭の上に言葉が飛んでるだけで、最終的に裁判長がこうなんだよというふうにまとめてくださったので、決まっていっただかなとは思いますが。何を聞き取って、何を捨てていっていいのかが、いや本当にこの被告人はやってないんですよというストーリーを持って、ああそうなんだ、この人はやってないんだなというふうに思いたいんですけど、質問の仕方が悪いのか答え方が悪いのか分かりませんが、やってるんじゃないのとか知ってるんじゃないのってなって、検察官も、主義主張は言葉ではあつとしゃべるだけで響いてこないんですね。裁判官から、最終的に言葉がどうの、知ってる知ってないということよりも、現実の証拠写真を見て判断しましょうと説明してもらったことになったんですね。

司会者

聞いている内容の、まず何を捨てて、何を残したらいいのか分からないと

というのは、後々考えてみると、情報が多過ぎて訳が分からなくなっているということでもないんですか。

2番

そうじゃなくて。まず弁護人が一番最初に言ったのが、やってもいない罪で裁かれていいはずがないみたいなことを流暢におっしゃったんですね。いや、ここはテレビ局じゃないしと思ったんです。そんなことより事実をちゃんと私たちに分かってほしいとか、こういうことはこの人は本当にやってないんですとか、現実を知りたいんですけど、現実には、被告人だってやってませんと言いたいし、検察官も、いやこういうことで知ってるはずですよと言っても、その言葉自体が、いつもこういうふうに話してらっしゃると思うので、その人は何か一生懸命しゃべってるだけで、私たちにそれを聞き取ってほしいとか、ここを理解してほしいという要点がないまま、ばあっとしゃべってて、だから私は何を聞き取ったらいんだろうと。

司会者

説得するポイントというか、そこのアピールにめり張りがあんまりなくて頭の上を通過していったという、こんな感じのお話なんですかね。

2番

だからテレビの見過ぎなのかな私って思ってみたりはするんですけど、これが現実なのかなって。素人にはやっぱり難しいんだろうかという気はします。

5番

冒頭陳述で、まず最初に共犯者の名前が女性なのか男性なのか分からなかったし、ちゃんとできてるパワーポイントではあったんですが、時系列によく分からないところが何か所かあって、結局何回か聞いてるうちにやっと分かったみたいな。後になって話し合っただけで、ああそういうことだったのかというのが分かったり。あと、偽名を使ったり、あの人は誰という名前がいろ

んな名前が出てきて、それでちょっと分からなくなったり、隠語とかが出てきて、それは全く自分の生活でそういうことがなかったんで、それもちょっと大変でしたね。このものが何と呼ばれてるか。それを整理するのも、繰り返し、繰り返しこの話をしていくうちに、最後の方でやっと分かってきたみたいでした。

司会者

土地鑑がない分野だというのは、検察官、弁護人も多分念頭に置いていると思うので、冒頭陳述を見ても隠語の表みたいなのが付いていたり、この隠語がこういう意味だからこういうことが言えるんだというのを、論告や弁論で説明したりもしていると思うんですが、やっぱり審理を進める中でそれを理解するのがなかなかしんどいということなんでしょうか、その点は。

5 番

はい。

司会者

その点について、こういうふうにしてもらえればよかったのに、というのは何かありませんか。

5 番

事件が二つあって、その関係性もよく分からなかったときがあったので、年表じゃないけど、もうちょっと整理して、分かりやすく説明していただけたらと思いました。

司会者

7 番の方はどうでしょうか。どの点でも結構でございますので。

7 番

私は、まず 8 番の方がおっしゃった量刑というもの、私たちの裁判での論点はそこだったんですが、何年から何年というのが全く知識がないので、最後の日にこういう事件はこうですと、だあっと見せられました。1 時間で過

去の事件の例を聞いて、それがどれぐらいで、でもこの人は再犯だからというのでまた刑が増えてということが、最後の最後に言われたので、そこを最初に知りたかったというのがあります。そうすれば、もう少し裁判を見たときとかも、知識を持ってゆっくり考えることができたなと思います。2点目に、弁護士、検察官、それぞれ資料があるんですけども、検察官の資料はすごく細かく分かりやすく書いてあったのに対して、弁護士の資料というのは、まるで大学の試験のように一問に対して一答という感じで空白がすごくあって、これは国選弁護士だから頑張らないのかなと。これがもし私選だったら、もうちょっと頑張ったのかなというところと、あと、私の事件の場合は精神鑑定のお医者さんが入ったんですが、これは、他の裁判員の人たちも、そもそも精神鑑定よりもお酒に関しての話がもっとあったら、更生できるということで私たちの心境も変わったんじゃないのかな。そこではなく、全て精神鑑定なんで、精神科医が、いやこれがこの病気だからこの犯罪を犯したわけではありませんと言った瞬間に、みんなかくんとなったんですよ。なので、ちょっと論点が、あれっと、ずれていたなというのがみんなの印象でした。3点目に、時間に終わらないといけないと思うんですが、早く早くという形で時間に追われた感じがありました。

司会者

冒頭陳述は、検察官、弁護士でスタイルがあると思うので、後ほどいろいろお話ししたいと思うんですけども、裁判官による量刑の説明はどの辺でするのがいいんでしょうか。量刑のグラフを見せるのは私も審理が終わってからにしているんですけども、事実関係で基本的なところに争いがないものについては、量刑というのは大体こういう仕組みで決めていくことになっていますと、したがって着目すべき点はこんなところですよと。それが大体双方の冒頭陳述に書いてありますので、そういう背景、理屈があるから検察官、弁護士はこういうことを言ってるんですよというのを、どこかのタ

イメージで説明しているかなというふうに思います。

7 番

数字や年数がぼんぼんときて、すごく淡々、粛々と年数が決められていくと、とりあえずその日に聞いてその日に決めなきゃいけないというのじゃなくて、やっぱり初日とか早い段階で聞いてたら、私はそういう知識を持って見られたのかな、そしたらいろいろ考える時間もできたのかなと思ってます。

司会者

決断の仕方としてそっちの方がよかったということでしょうか。

7 番

はい。

司会者

それでは、検察庁、弁護士会からもいろいろ御質問がある、あるいは反論したいというところがあると思いますので、検察庁の方からどうぞ。

石川検察官

貴重な御意見をいろいろ伺いまして、大変参考になりました。先ほどのお話の中で、検察官が主張していることがなかなか伝わっていないというような御意見があったかと思います。3 番の方の事件だと、殺人事件なのに何で突然お金の話になるのかが分からないと。これは検察官としては業務上横領ということが殺人の一つの大きな原因だということで、そのところに非常に立証のウエイトを当てていたんですけれども。2 番の方や5 番の方の事件ですと、供述、証言の問題だと思ったら実際は客観的な証拠のウエイトが大きかったとかですね。また、8 番の方の事件ですと、態様の争いかと思っていたら、どこの場所でやっていたかというところが一つ大事なポイントだったというふうなお話がありました。そういったお話を伺いまして、皆さんが理解していく中で、検察官があそこでこういうふうに説明してくれればもう少し分かりやすかったんだけどなとか、あるいは、冒頭陳述の段階ではなか

なか頭に入らないので、例えば証拠の説明のときにこういうことを言ってくればより理解が進んだのになということがあるれば、是非教えていただければと思います。では、3番の方からよろしいでしょうか。

3番

証人の方にしろ証拠物件にしろ、今これから出すもの、聞くことは、こういうことを知りたい、確かめたいのでこれからそうしますということをまず最初に提示していただけたら分かりやすいかなと思います。

石川検察官

ありがとうございます。

司会者

あのときこうしていればという話をお聞きになりたいようなんですが、どうでしょうか。裁判官がフォローしたところは、本当は立証する側が最初にやっておくべき事柄、裁判官から説明すべき事柄も幾つかはあるんですけども、内容のフォローをしてあげるといのは本筋ではないはずなんです。2番の方にもお伺いしたいんですが、隠語とか、なかなか慣れない内容の事件であるというお話だったと思うんですが、ここはどういうふうにしておけばよかったですかね。裁判官から証拠物とかこの写真を見ていろいろ考えましようという説明があったということなんですが、そういう視点が検察官の論告などから伝わってこなかったということかと思うんですよね。そこはどういうふうにしておけばよかったですでしょうか。もっとポイントを明確にするとか、こういうやり方があるんじゃないかというところが、もし何かヒントになりそうなことがあればお話しいただきたいと思います。

2番

質問内容なのか、何を聞きたくて、何を引き出したかったのかというのが、まず明確ではなかったもので、こうだったからこうですよということを、先ほどもおっしゃっていましたが、ここが争点になってるのでこの質問をして、

知ってたか知らなかったかということ、言葉をもうちょっと短くしていただいて、素人でも分かるような形で質問とその質問内容というのを考えていただければよかったかなとは思っています。

司会者

検察庁の方からはどうでしょう。オブザーバーの方でも結構でございますので、何かありましたら、お聞きになっていただいても結構です。

志村検察官

検察庁の志村と申します。よろしくお願ひいたします。先ほど量刑に関して、最初の段階で年数、専門的に言うと処断刑ということかと思いますが、それを知りたいというようなお話が出ていたんですが、皆さんやっぱり最初の段階で知りたいということなんですか。その辺を皆さんにお一人ずつ、最初の方に知りたいかどうかだけ確認できればなと思います。

司会者

刑には、何年から何年の幅というのが法律上ありますよという説明をどこかで受けていると思うんです。まずどのタイミングで説明を受けましたかという話と、それからもっと早い方がいいのか遅い方がいいのか、こんな聞き方でよろしいですか。1番の方はどうでしょう。

1番

評議の終盤の方というか、評議だけをやる日程の1日前だったと思います。私はその時期で。

司会者

ちょっと前に聞いているということですね。

1番

そうです。

司会者

それでよかったですか。

1 番

はい、よかったですと思います。

司会者

2 番の方、覚えていらっしゃいますか。

2 番

一番最初にびっくりしたのが、量刑を自分たちで決めるんだということを裁判員になったときには考えてなくて、ただ評議をして最終的に裁判長が刑を決めてくれるんだと思ってたんです。でも、私たちが決めなきゃいけないんだということで。判決を決める前日だったか、表は見せていただいて、考えてくださいと言われて、多分2日ぐらい時間をもらったので、その時間はよかったですと思います。

司会者

2 番の方と5 番の方の事件は、故意とか共謀が認められないと無罪になりますので、量刑を前提にした説明をどこから始めるかというのはちょっと難しいんですね。最初から刑の話をしてしまうと、無罪だって言ってるのにというふうに言われかねないものですから、そこは違う配慮がされているのかもしれない。3 番の方、どうでしたか。

3 番

量刑を決める当日に教えていただきました。

司会者

これも傷害致死になるか殺人罪になるかという絡みで何かお話を軽くしたのかなと思いますが。

3 番

そうですね。どの時期に知らせていただくかというのは、その事件によると思うんです。私の場合は殺人と死体遺棄だったので、その当日、評議の最終日でよかったですかなと思います。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

私の場合は、評議の最終の日か何かに、ここからここまでが何年でと言われたんですね。それを初日に言われちゃったら頭がパニックっちゃいますよね。私は最後に言われたからいいけど。もともと私たちがみんなで決めるということは把握してました。何せ素人で人を裁く、そんなことは初めてですから、参考になりました。あれを最初の日に戻って言われたら余計悩んじゃいますね。その点はよかったと思います。

司会者

5 番の方はどんな記憶でいらっしゃいますか。2 番の方と同じでよろしいですか。

5 番

そうですね。同じ時期で。その日にどうしても決まらなかったら、また明日にしましょうという感じで、すごく考える時間をくださったので、すごくよかったと思うし、言われたタイミングも私は問題なかったと思います。そういう参考になる資料があった方が、全くの素人にも決めやすかったし、私は問題なかったと思ってます。

司会者

6 番の方はどうでしょうか。

6 番

評議時間が1日半あったんですけど、まず評議に入るという段階で、裁判所で言う殺意という言葉の定義は、ということから始まりまして、じゃあ翌日みんなで量刑を決めようねというときになって初めて、ここからここまでの幅が考えられますよというのを教えていただきました。

司会者

7 番の方は覚えていらっしゃるでしょうか。

7 番

私の記憶では、最終日にその幅、何年から何年というのを聞いたんですが、やはり私は早くに聞いた方が心の整理がもっとできたのかなと思いました。

司会者

8 番の方はどんな記憶ですか。

8 番

何でさっき私が出した話かというのと、特に私の事件の場合は執行猶予期間中だったので、ただでさえ執行猶予の取消しがあってプラス2年になる。もうそれは確実なので、そこから足し算をする話になったので、最初思ってたのは、刑の範囲が、無期又は6年以上30年以下というふうになって、そうすると、一番ミニマムが8ないしは9年からスタートなのかという判断をしなければいけないのかと思ったんです。それが聞いたら、いやそうじゃなくて、もうちょっと下からありますという話だったから、最初にそれ言ってくださいよということなんです。だからケースバイケースだと思うんですね。私らの場合は何もないというのは、基本的な事実には争いがなかったものでいいんですけど、ゼロ・100もあり得る場合は、確かに皆さんおっしゃったとおり、あらかじめ刑の話をしてると判断をゆがめるんだというのは、それはそのとおりだと思うので、その辺り、個別事情を見て、あらかじめ最初に持ち出すかどうかを決めた方がいいんじゃないかなと。

司会者

まとめていただいてありがとうございます。それでは、弁護士会の方からどうぞ。

森岡弁護士

いろいろお聞きする前に、一つお話しさせていただくと、国選弁護人か私選弁護人かというところ、そういうふうに感じられるのはすごくよく理解で

きるところであります。恐らく今の弁護人をやってる人たちは、国選、私選にかかわらず裁判員裁判事件として研修を弁護士会で定期的にやっていますので、そういったところに参加して勉強している人と、なかなかそこまで手が回ってない人というような違いになるのかなというふうに思います。質問させていただきたいのは、やはり今日皆さんにお話を伺っていて、裁判員の事件を経験して、とてもよい経験だったというふうにお話しされる方もいらっしゃるれば、よい経験だったんだけど、いろいろなことを考えてしまうと、夢にも出てくるという御意見がとても多かったと思います。最近、私は弁護士会のお仕事で裁判員経験者の方々の交流会に勉強に行かせていただいてお話を伺うと、やはり同じような御意見を頂くことがあって、皆さんどの様に、その持って帰ってきたものを守秘義務がある中で消化されているのかというところを教えてくださいなと思います。例えば、同じ事件の裁判員を経験された方以外の方とその事件についてお話しできるわけでは多分ないと思うんですね。ただ、やっぱりあの判断でよかったんだろうとか、今頃被告人はどうしてるだろうかというお気持ちが出てくると。そういったときに、例えばカウンセリングみたいなのに行かれていますとか、交流団体みたいなのに参加されているとか、そういった御経験があれば教えてくださいなと思います。

司会者

何かそういった御負担をお感じになって、一人一人というより、それなりの手だてを考えようかなというような方がいらっしゃったらということではよろしいでしょうか。判決を拝見すると、事案が事案ですので、重かったり、難しい判断をされているというのは皆さん共通だと思うんですが。

森岡弁護士

ネガティブでもポジティブでも。

8番

心理的な負担を抱えてる裁判員が多いんですかという質問のように聞こえたんですけど、僕もあの被告人は今頃どうしてるかなというのは時々気になります。特に裁判官の被告人質問のときに、向こうがこっちを向いて、人の目を見て答えたりして、年齢も自分の息子に近かったということもあって、そこは思います。心理的な負担はないし、特に、一審で決着して、被告人も裁判長からの判決言渡しのときに「ありがとうございました」と言ったんですね。その後聞いたら控訴しなかったということだったので、納得してくれただなというイメージがあります。だから心理的負担は特にはないです。

森岡弁護士

失礼しました。確かに心理的な負担がある前提のように私の方が受け取ってしまいましたが、確かに8番の方は、すごくよい経験だったし、もし誰かに聞かれたら、是非やったらいいよというふうに答えるというふうにおっしゃっていましたので、そういう負担があることが前提というよりは、もちろんよい経験でポジティブに捉えているということでもお聞きしたいです。

7番

いい面と悪い面があって、負担と思うところと思わないところ、とてもいい経験だったのでいいなと思う反面、ネガティブなことという、被告人と家が近所なので、出た後に会いたくないな、どこかで会いたくないなという、今までになかったものが、一つフィルターができたなと感じています。よかった点としては経験としてよかったということと、事件は誰にでもふだんの生活で起きるということで、自分も気を付けようと思いました。

1番

心理的な負担がないということは、私は多分あり得ないというか、その程度には、どういう事件の裁判だったとか、あるいはその方の個性でさまざまだと思うんですけども、やっぱり一人の人生の量刑に関わるということでは、死刑に関わるかどうかにかかわらず、心理的な負担がないということは

ないと思うんです。ただ、負担になるものだからやりたくない、やらせるべきではないというふうには思わないので、負担だとしても、民間人の私たちが裁判官だけに任せずに裁判員になっていくということは、私は世の中に必要だと思っているので、無料でカウンセリングが指定の機関で受けられるという御案内も受けて、こういうことまでもケアして裁判員の制度をきちっとやっていこうとなさってるんだなということはとても驚きました。私は多少負担もありながら、守秘義務の範囲内で話せる友人もたくさんいるので、周りの友達に聞いてもらうことで何とかやり切り、みんなにも機会があったら、いつ来るか分からないから心の準備しといた方がいいよ、そのときには是非、強制はできないけども、受けることを私は勧めるというふうに皆さんにお話ししています。

司会者

他にも、審理の分かりやすさの点について、オブザーバーからも何かありましたら、おっしゃっていただけて結構でございますが。

水橋弁護士

東京第二弁護士会の水橋といいます。よろしくお願ひいたします。先ほどメモの話が出たと思うんです。大学の何か試験の一問一答みたいな、あれはさすがにどうかなと私も思いながら話を聞いてましたけれども、メモの使い方、あるいはパワーポイントなどの話以外の補助資料の使い方などで、分かりやすかったとか、逆にすごく分かりにくくなってしまったとか、こういう感想をお持ちであればお尋ねしたいと思います。少しだけ前提の話をする、実は検察庁が作っているメモは、もちろん個々の検察官の工夫もあろうかと思うんですが、ある程度どの事件でもA3判1枚のものを基軸にして、事件によって増えたり減ったりという感じのもので多分皆さん共通だと思います。ところが、弁護人は、全然ばらばらで、事前に配るのか配らないのか、パワーポイントを使うのか使わないのか、そもそもメモを渡すのか渡さないのか

も含めて、そこは統一のことをやっているわけではないんですね。なので、私どもの方は割とやり方が人によってばらばらで、工夫の余地もあるけれども、失敗もしやすい、こんな状態なわけです。今後より分かりやすい審理をするために、補助資料について、経験なされた方の御意見をお伺いしたいと思います。

司会者

いかがでしょうか。例えば私が御一緒した3番の方の事件は、弁論はパワーポイントではなくてイーゼルにパネルを立てて、それを使ってやりましたね。段ボールにきちんとパワーポイントみたいな画面を貼って、それをイーゼルに立てて、論点が変わるとそれを裏返したり別のものを出したりしてやっていたのですが、どうでしたか。

3番

どうなんでしょうか。

司会者

そういう表現方法というかプレゼン方法というのは気になりませんでしたか。検察官の方は、今おっしゃられたようなA3判1枚物のメモを目で追っていくような形のやり方でした。法曹三者での反省会などの機会に聞くと、話している弁護人の方を見ていただきながら補助資料も目に入るような形でやるということのようなんですけれども、そういう理解でいいですよ。

水橋弁護士

そうおっしゃる弁護士さんは多いと思います。

司会者

どうでしょうか。中身で勝負なのか、やっぱりプレゼンテーションの方法によって多少なりとも理解度が変わったりするのかということによろしいですか。

水橋弁護士

そうですね。プラスマイナスあったのかということですけど。

司会者

逆に無意識なのであれば、それはうまくいっているということなのかもしれないですね。

3番

よくも悪くもなかった。それとやっぱり双方から資料を頂いて思ったのは、多分裁判員裁判じゃなくてプロフェッショナルの方だけでやったらこんな手間を掛けなくていいんじゃないかと。だから皆さんの方が大変になられてるんじゃないかと。言葉も分かりやすくしなくちゃいけなくなったりして、手間が掛かってるんじゃないかなというのはちょっと思いました。

司会者

効果としては、あんまり差がないと。こういう方が分かりやすかったという点はありますか。

3番

分かりやすくしようとして逆に分かりにくいところもありました。

司会者

そうですね。どの辺ですか。

3番

さっきおっしゃった、例えばA 4判1枚、A 3判1枚に情報をわっと詰め込みたい感じですか。

司会者

紙は1枚なんだけど、中身がぎゅうぎゅう詰めであると。

3番

はい。情報量が。

司会者

もうちょっとすっきりした方がいいですかね。どんな感じでしょうか。

3番

枚数が多くてもいいので、1個のことを1枚に収めてもよかったと思います。

司会者

おっしゃるとおり検察庁は確かに概ねこんな感じというのはあると思うんですけども、検察官の方はどんな点に注意してどんな工夫をされているのかをおっしゃっていただくといいかなと思います。

石川検察官

3番の方の事件は、業務上横領が先に審理されていたということもあってちょっと特殊な形で、冒頭陳述の分量も多くなっているんですけども、基本的には、他の皆さんに渡してるのはA4判1枚とかであまり事件の内容は詳しく書いていないようなものが結構あるかなと思います。検察庁で今考えてるのは、冒頭陳述というのは裁判員裁判が始まってすぐなので、あまりその段階でたくさん情報をお知らせし過ぎると、かえって皆さんの消化不良になってしまうのではないかとということで、なるべく事実を絞るようにと考えています。ただ、論告になりますと、やはりあれこれ言いたいという思いが募ってしまって、その辺りでは情報が過多になっている、あるいは書面が見にくくなっているというところがあれば、それは反省して今後に生かしていきたいと思っています。

司会者

あとは、弁護側のメモで言うと話題に出た7番の方のメモですね。冒頭陳述が大学の問題みたいというのは、シンプルに問題提起しているんです。本件の争点は量刑で、どのような刑罰がふさわしいか、その量刑判断のために注目していただきたい視点が二つあり、一つが、強制わいせつの事案なんですけど、殴る蹴るなどの積極的な攻撃はしていない点、二つ目が、精神科の治療の問題。テーマ自体はこれですっきりするような気がするんですけど。確

かに白い部分が多い紙なんですけど、これは口頭でかなり補足しているんじゃないかと思うんですが。

7番

はい。

司会者

口頭では話すんだけど、審理の最初だからいっぱい言ってもどうかなということで、本当にコアの部分だけをこの紙に起こしたというのが善意に解釈したときの捉え方かなと思うんですが、そんな感じにはならないですか。

7番

それはそうだと思いますが、検察側の資料がカラーで、とても見やすかった。その後に来たのがこの紙だったので、えっという。そういうものだとは知らなかったんで、他の裁判員の人たちと、やる気がないのかなと、そんなに頑張らないのかなという話を冗談混じりにしました。

司会者

見栄えはそういうことがあるかもしれないですけど、その後の審理の道しるべというか、証拠を見る上でこういうところに着目してほしいという範囲では、どうですか。困ったことまでは特にはないですか。

7番

はい。ここというのは非常に入ってきてるんですが、その2点目の治療の方が精神科の治療ということだったんですが、結局、最終的には精神科よりも、お酒に酔ってということで、そっちの方が大切なのになという問題を感じていながらも、でも話は精神科の治療ということで、私たちの中で、そこよりももっとお酒のコントロールの方を話し合った方が、もっと心情的に変わったんじゃないのかなというところで、ちょっとずれを感じました。

水橋弁護士

後で評議室に持ち帰ったときの記憶喚起用という観点からすると、情報が

少ないと持ち帰りにくいと思いますが、そういうものはやっぱり必要ですか。

7 番

もちろん、1回言葉で聞かせていただいて、書いていただいたら、もう1回ゆっくりできるというか、これだと多分私たちが書かなきゃいけないと思うんですけども、書いていただいたらもっと事実に沿ったしっかりとした情報をみんなでもう1回見られるという点では、私はもっと情報が欲しかったなと思います。

水橋弁護士

ありがとうございました。

臼井弁護士

諸外国では手続的に事実認定と量刑を分離している国もありますが、一般論として、量刑を自分たちで決めるということについて負担に感じたか否かという点についてお聞かせください。

1 番

その負担は相当なものです。やっぱり人生を左右する、あるいはその被告人の家族を含めて生活に大きく影響があることなので、非常に、それは一番感じるころでした。

臼井弁護士

事実認定というところよりも、その量刑を決める段階。

1 番

私の場合には、事実認定としては争う点はあまりなかったのです。

司会者

7 番の方も量刑が中心でしたよね。

7 番

はい。

司会者

どうですか。

7番

とても考えました。毎年1年365日、四季もありますし、一人の人生と考えたときに、1年とか1日の重さを感じながら決めました。

司会者

では、またテーマの方に戻させていただいて、私の方からもお聞きしていきたいと思います。審理の中で一番時間を割いている部分というのは、証人あるいは被告人から話を聞くという証人尋問や被告人質問の部分なんですけれども、争いがある事件では、その部分が審理で一番心証を取ってもらう、結論を決めてもらう中心になっていると思います。そこで、検察官、弁護人の質問を聞いていて、この人たちは何をやりたいのか、この証人から何を引き出したいのかを、その場で理解できたか。それとも、その後休廷になって評議室に帰りますよね。そのときに、あれ何だったんだろうねという話をして、あっ、そういうことかというふうになったのか。それとも結論を出すために評議をしているときに、議論の中で初めて理解できたのか。印象で言うと大体どんな感じですか。2番の方、3番の方、5番の方の事件は、比較的多くの人から話を聞いていて、争いもあるものなのでお聞きしたいんですが。2番の方からお伺いしたいと思います。

2番

さっきも申しましたけど、やっぱり頭の上を飛んでる感じなんですね。最終的に部屋に戻って論告、弁論のメモを見ながら、そういえばそういうことを言っていたというのを思い出しながら、さっき話したことはこれが論争で、このことをどっちも主張したかったのかなという感じではあるんですが、基本的に主張したいことは、要するにやってるやってないということだとは思いますが、それが、えっ、さっきのはやってないの、えっ、どっちなんだというのがずっと心の中であって、だったらやってないことを引き出す

ような質問をしてほしいと思うんですけど、でも本人はやってない。で、ちょっと質問を変えながらすると、あやふやな部分がやっぱり出てくるので、ひょっとしたら知ってたのとか、知らなかったのかなというのを自分の中で再度構築するとか。一つの質問でやってますやってませんということは全然、当てにならないんだなという感じはありました。

司会者

5番の方はいかがですか。

5番

評議室でみんなで話し合っって、やっと、ああ分かったなとか。

司会者

そこですか。

5番

そうですね。

司会者

3番の方は先ほど解剖医の話聞いて、決め手だなのというのが分かったというお話がありましたが、これは動機も争われていて、お金の話がかなり続きましたけれども、これは横領をしているからこういう事件になったんだなというふうに考えるか考えないかというところが、審理している中で聞いて御判断できたかどうか。動機に関する方が証人などの人数が多くてたくさん聞いていましたね。

3番

最後まで判断がつかなかったというのが正直なところで、被告人がどうにもはっきりしないので、検察官が何を聞こうが、弁護人が何を聞こうが、争点になってることをちゃんと伝えてくれなかったりして、判断が付きにくかったです。

司会者

被告人が言っても言わなくても検察官の方が出している証拠で認められるかどうかというルールではあるんですね。検察官の証拠を見て、最終的に認定するかどうかはともかく、何のために聞いているのかというのが、論告を見て初めて分かったのか、あるいは評議室でみんなで議論して初めて分かったのか、いつの段階で理解できたのでしょうか。

3番

法廷では大まかに理解はしていて、分からないところは後で聞いたら必ず答えてくださるので、そこでちゃんと整理をつけてまとめるという感じでした。

司会者

専門家の尋問についてお聞きしますが、6番の方の事件ではプレゼン方式でお聞きになってますね。

6番

はい。

司会者

精神科医への尋問は、医師からプレゼンテーションをしてもらって、その後双方から尋問していくというやり方だったと思います。判決の中でその部分は2行ぐらい書いてあるだけですけれども、時間としてはかなり割いているはずなんです。

6番

被害者が来る予定だったのが、急きょ当日になって来られないことになりました。被告人以外の第三者の目というのが、医師の方しかいらっしやなかったんですけども、医師からまずどういうふうに治療しましたというプレゼンテーションがあって、その後、双方からの尋問がありました。それ以外は逆にどうするのかなどは思います。それしかないのかなという感じですね。

司会者

今回お集まりの方々が担当された事件を見てみると、事実関係に争いがあるもの、1番の方の事件、それから7番の方の事件、8番の方の事件もあるにはあるんですが、2番、3番、4番、5番、6番については、全部、内心の状態を問題にしています。覚せい剤であることを知っていたか、殺意があったかどうか、お金を取るつもりというのがどの時点で発生したのか。これは被告人が話しているところももちろんなんですけれども、それよりも周囲の状況とか行動とかを手掛かりにして判断していくというやり方に判決を見るとなっているように見えます。こういう考え方は、検察官や弁護人が主張している部分もあるんですが、すんなりとなじんで入っていけましたか。特に覚せい剤の事件はそういうところが非常に大きい事件だったように思うんですが。5番の方は、すぐに、こういう理屈なんだとすんなり入っていけましたか。

5番

考えが全く違う。両者ともに話が全く平行線だったので、どちらの方に考えても矛盾が発生するので、両方の立場を考えながらも、私はこう思うという自分の気持ちを大切にしました。じゃないと、他に証拠はもうないから、自分の気持ちで決めるしかない。

司会者

双方がそれぞれ違うこと言っているときに、部屋の状況とか、それ以外のいろんなやりとりとかを尋問などで聞いたところを手掛かりにして判断されているような判決になっていると思うんです。そういうやり方、発想自体は、あまり難しさを感じなかったでしょうか。

5番

難しかったです、やっぱり。

司会者

検察官と弁護人は恐らくそういう視点というか発想で論告、弁論をされて

いるんですが、それは伝わりにくいでしょうか。こういうことがあるから常識的に考えるとこうなるはずだと、皆さんの常識もそうでしょうと、こういう論告、弁論を多くされていると思います。証人尋問の結果とか、部屋の様子とか、送ってきたものの状況などからこう読み取れるというような結論になっていると思いますが、この辺りはどうですか。なじみにくくて、ちょっとしんどかったですか。

5 番

はい。最初なので。

司会者

2 番の方はどうでしょうか。

2 番

言葉を聞くより、結局状況証拠しか手掛かりがない。きつとこういうふうに出入りしたとか、こういうことがあったということを入ると、被告人が僕は知りませんと言って、次のときも何か質問を変えたら、さっきは知っているとってたのに次は知らないと言ってみたり、やっぱり二転三転していくところがあるので、その言葉よりも、結局何か濁そうとしてるんだったら、現実ここはそういうふうな状況ですと。状況からもう判断していくしかないんじゃないかなという、逆に私はそっちの方が判断はしやすかったです。

司会者

検察官は、被告人が否定してる場合にはそういう手法で立証してくるはずなんですけれども、それは検察官が言っているところから、あっ、そういうことなんだなという形ですんなりいきましたか。それとも、評議の中で初めて、あっ、そういうことかというふうになったのか。

2 番

裁判長から、言ってることよりも現実を見てくださいと、これがこういう状況です、ここをしっかりと見てくださいなという言葉があったので、頭の上

を行き交う言葉よりは、事実残っているノートだったり、覚せい剤があったはずであろうというようなことを、ちゃんとイメージできやすいですね。言葉だと、やったやらないの応酬になってしまうので。

司会者

4番の方の事件もそういうところがありましたでしょうか。この言葉があるから、外見に出てる、だからここでお金を取るようになったと。御担当になった事件では、その辺は比較的なじんでいらっしたんですか。

4番

ええ。タクシーの中で先輩と話をして、相手を傷つけるんですけども、金品を奪うことはどうしよう、やろうよと。先輩がやれって言ったということを、二人で言ってるわけで、そこがすごく皆さん感じましたよね。分かりづらいけど、二人とも言ったというのが確実に文章に載ってるわけで、だから悩まず判断できましたね。

司会者

最後に、今日の議論を通じてこれだけは言いたいということでも結構ですし、これから裁判員に選任されるかもしれない方、ホームページなど御覧いただいて、どういうものかなということを感じ取っていただく上でお伝えしたいことなどありましたら、一言ずつ頂いて今日の会を終わりたいと思います。

1番

私の裁判は通訳を介した裁判で、通訳の方は多分とても優秀な方で、中国語も本当に、こっちが息つく間もなく話されて、それはそれでよかったです。ただ、被告人はもう20年近く日本に住んでる方で、日本語の理解もできていたので、日本語で「はい」とか「あっ、違います」とかと言うことはあったけど、基本的には全て中国語で話して、通訳で日本語に直したものを私たちが聞くということで、複雑なことについてはそれでよかったかもしれない

けども、ある場面では日本語もある程度話せるので直に彼の日本語での言葉を、生の声を聞くという時間も欲しかったというふうに最後まで思っていました。

司会者

ありがとうございました。

2番

裁判に参加することで、今までテレビで何となく流れてた現実味のないニュースが、求刑何年だとか、そういうことを聞いたりすると、今まで知らない世界で起こったことじゃなくて、自分の身近な世界で事件が起こってて、みんなそれぞれ求刑されたり、刑が決まったりするんだなというのがあって、責任はついて回るし嫌だなと思うこともありましたけど、一言でいい経験でしたというふうに言葉で落ち着かせるのはとても嫌なんですけれども、やっぱり参加できてよかったなとは思っています。

3番

私も、経験としては本当にいい経験をさせていただいたと思いますし、ふだん法曹界の方と接点もないので、いろいろお話が聞けたことはとてもよかったなと思っています。量刑のこと一つに関しても、自分では絶対調べないようなことなので、知識として増えたことがよかったなと思っています。もし自分がもう一度やるか、あと、他の人が選ばれそうなんだけどと言われたらどうするかなと思ったんですけど、殺人事件はもうやりたくないです。友人とか知人とかにも、多分無条件では、やってみたらいいよとちょっと言えないかと思っています。やってみたらいいとは思うけどというぐらいで収めておくと思います。ただ、私は今回本当にいい経験をさせていただきましたし、今回意見交換会に参加して、他の事件に関わった方のお話も聞けて、とてもよかったと思います。ありがとうございました。

4番

私は今回この事件を扱って、大変いい経験をしたと思います。私の友人がもし選ばれちゃったよと言ったら、それは是非やれと言いますよね。それが皆さんのように後々残る難題のような問題を抱えたとしても、やはり人を裁くって大変なことだけでも、経験と、日本国民として選ばれたというので、やれと言いますよね。

5 番

私も自分の人生に本当にいい経験をしたと思っています。裁判員制度が始まって10年と言ってましたけど、制度が始まったときは結構話題になったんだけど、最近ちょっと廃れてきたかなという。お知らせが来て、あっ、そういえばそういうのがあったなというのがあったんで、もうちょっとみんなに知ってほしいなと思うのと、こんな貴重な経験をして、最終日は、すごく達成感があったんですけど、もうここに来ることはないのかなと、ちょっと寂しく思いました。また本当にこんな機会があったら是非やってみたいと思いますし、自分の子供にも、こういう経験をしたんだよというのは、すごく自分の誇りというか、裁判を身近にみんなに知ってもらいたいなと思います。まだ子供が小さくて、結構時間に追われてる毎日なので、子供を持った母親も気軽に参加できるように、子供を見てもらえる制度とかをもうちょっと考えていただきたいなと思います。

6 番

被告人も被害者も高齢者で、高齢者の証人の方がいらっしゃったんですけど、自分でも昨日何食べたかって忘れがちなのに、そんな昔のことを本当に根掘り葉掘り聞いて、やっぱり証言が微妙に変わってくるというのもあって、これから高齢者が関わる事件もますます増えてくるんだろうなと思いつつ、これを聞いて決めていくというのも本当に大変になっていくんだろうなと思いました。本当に、えっ、それをそんなふうに答えちゃっていいの、大丈夫なのと思うと、弁護士から、何を聞かれてるか分かってるんですかとフォロー

一があったりして、やはりちょっとその大変さはなかなか、高齢化社会ってこういうところにもやってくるんだなというのを感じました。また、私も本当に一言で言うといい経験だったんですけれども、評議室でみんながよく言っていたのが、何というか規模がちょうどよかったと。誰も死んでいない、事実認定もないということで、審理中に、未成年者が親を殺すという事件が立て続けに起きた時期だったので、あれだけは選ばれたくない、あんな事件で選ばれたら、もう本当に心理的に負担でしょうがないという話は随分としたので、何の事件を担当するのかというだけでも全然違うんだろうと思いましたし、裁判長がずっと毎日毎日、そんな心の負担に思わなくていいんですよ、あなただけで決めたんじゃないで、みんなで決めたんですよとおっしゃったので、いや、そんなの分かってるよと思ってたんですけれども、判決を宣告して、被告人の顔というよりは、弁護士の方がだんだん涙目になっていかれるのがすごく心に残っていて、あの日の光景だけはちょっと忘れられないなと思いました。友人には、いい経験だからやってみたらいいよとは勧めてはありますが、こればかりはねというようなところですよ。ありがとうございました。

7 番

私の会社では、裁判員になった人は私が第1号だと言われました。ですので、会社のいろんな上層部からどうだったと聞かれました。私は、是非やった方がいい、皆さんも機会がもし訪れたら本当に勧めますと伝えていきます。なぜならば、一人一人の、罪を犯した被告人とか、被害者とか、それぞれの人をいろんな方が何日もかけて資料を作って、多方面からいろんな形で見ても量刑を決めていくという、この制度のすばらしさを実際にみんなにも知っていただきたいなと思っています。

8 番

今も見返して思うんですけど、資料とか、冒頭陳述の説明とかですね、い

ずれも女性の検察官，女性の弁護人だったんですけれども，極めて優秀で，何か数行しか書いてないペーパーもあったけど，非常にペーパーもよかったです。それと，一番よかったなと思うのは，判決に添えて裁判長が裁判員からのメッセージというのをまとめて代読してくれたんですね。それが非常に，勝手なこちらの思いですけれども，被告人には，何で私たちがこういう判断をしたかというのがよく伝わったんじゃないのかな，伝わってほしいなというふうに思ってます。それと，1点だけちょっと言いたかったのは，さっきの正確な現場が分からないねという話なんですけど，裁判長もそこは分からないなという話になりましたが，現場再現の資料とかも証拠としては出ていませんでした。裁判員と裁判官の評議の中で，例えばもうちょっとこの資料があればはっきりするのではないのかというようなものが出たときに，何か出してもらえないのかなというところは，ちょっと生煮えだったなという思いがあり，ちょっと個人的な反省というか，今もそこはあります。

司会者

どうもありがとうございます。お忙しい中お集まりいただきまして，本当に今日はありがとうございます。1度目は裁判員でお世話になりまして，2度目，今日もお世話になりました。今日の御意見を踏まえまして，今後の運用をよく考えていきたいと思えます。本日は大変ありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。

以 上